

## 創業促進・地域活性化事業運営業務委託 公募仕様書

### 第1 業務名

創業促進・地域活性化事業運営業務委託

### 第2 業務の目的

若者等への創業意識の醸成、並びに創業者支援により、創業を促進するとともに、地域と連携したイベント開催や人材交流など、市内の賑わいを創出することで地域の活性化を図ることを目的とする。

### 第3 業務内容

高校生等若者に向けた研修等による創業への機運醸成、創業希望者や創業者へのシェアスペース提供、相談体制構築等による創業支援、地域と連携したイベント開催や人材交流の場づくりなど、創業促進及び地域活性化に資する業務。

### 第4 見積上限金額

1,500,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

※ 上記金額には、企画・運営人件費、講師等報酬、資料作成費等、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

### 第5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 第6 実施場所

受託事業者が会場を確保すること。但し、津山市役所東庁舎、アルネ・津山4階地域交流センターなどの公共施設やオンラインでの開催も可能とする。

### 第7 事業内容

- ① 本事業の目的のための事業の実施・運営
- ② 報告書の作成（4半期ごとに事業報告、事業完了後に年間業務報告の提出）
- ③ 委託期間終了までの受講者等の起業状況の確認・報告
- ④ 令和8年度末までの受講者等の起業状況の確認・報告

## 第8 委託料

### 1. 対象経費

区分	内容
1. 人件費	本事業に直接従事する従業員等の人件費
2. 謝金	講師、専門家等の謝金
3. 旅費	従業員、専門家等の旅費
4. 使用料及び賃借料	施設使用料、リース料
5. 広告宣伝費	チラシ作成、印刷、その他宣伝に関わる広告料
6. 通信運搬費	送料等
7. 消耗品費	事務用品、コピー用紙代等
8. その他	業務遂行上必要となる経費で、委託者が特に認めるもの
9. 一般管理費	1.～8. の合計の10%以内
10. 消費税及び地方消費税	1.～9. の合計の10%

### 2. 対象とならない経費

- ① 備品購入費
- ② 設備費 ア. 不動産の購入経費 イ. 車両の購入経費 ウ. 施設の設備の改修費
- ③ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ④ その他、事業との関連が認められない経費

※ なお、本委託業務は、令和8年度津山市当初予算が議決されることを前提としており、当初予算が議決されなかった場合、中止、或いは計画の実施内容やスケジュールが変更となる可能性がある。

## 第9 委託料の支払い

原則として、事業完了後の精算払いとするが、本業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができる。

## 第10 参加費の管理

本業務において受講者等から参加費を徴収する場合は、事前に委託者と協議のうえ承認を得るものとする。

徴収した参加費は、本業務の適正な実施に充当することができるが、その収支については明確に区分して管理し、事業報告時に収支報告書を添付すること。

また、余剰金が生じた場合は、委託者と協議のうえ、センターに収めるものとする。

## 第1 1 再委託の制限

業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

但し、研修講師を一部委託する場合又は委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 第1 2 その他

1. 受託者は、本業務の目的や意図を十分理解したうえで、誠意をもって遂行し、本業務遂行にあたり、委託者と密接に連絡をとり、その承認を受けて作業を進めること。また実施に当たって疑義が生じた場合には速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。
2. 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法、津山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津山市条例第27号）、その他個人情報保護関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
3. 委託仕様書に記載がなくとも、本事業を遂行するうえで当然必要な施行上の事項については、受託者の負担において処理する。
4. 本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度委託者と協議のうえ決定する。